

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から3歳児から5歳児までの幼稚園や保育所、認定こども園などを利用するお子さんと0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のお子さんの利用料(保育料)が無償化されました。

また、丸亀市独自事業として幼稚園や認可保育施設を利用されるお子さんの給食費を無償化しています。(補助上限額あり)
入園・入所手続き時にご確認ください。

保育の必要性の認定を受けたが、「保育所、認定こども園、小規模保育事業など」を利用できず、「認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」を利用した場合、利用料が無償化されます。(上限あり)

問い合わせ先 幼保運営課 0877-35-8892



保育料の軽減

次に該当する場合は、保育料が軽減されます。

- ・生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯
- ・同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)、又は地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している兄又は姉を有する場合
- ・市町村民税所得割課税額
ひとり親世帯等で77,101円未満の世帯
それ以外の世帯で57,700円未満の世帯
- ・扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降

問い合わせ先 幼保運営課 0877-35-8892



入園入所にあたって

幼保運営課では幼稚園・保育所・こども園への入園・入所に際しての相談をお受けしています。

保育内容、保育時間、一日の生活の流れ、入園入所に必要なものなど園・所生活のことでわからないことはお問い合わせください。お待ちしております。



・教育・保育施設等利用ガイド

詳しい情報は丸亀市ホームページサイト内検索

教育・保育施設等利用ガイド 検索

連絡先 幼保運営課 0877-35-8892

気がかりなことがある時に

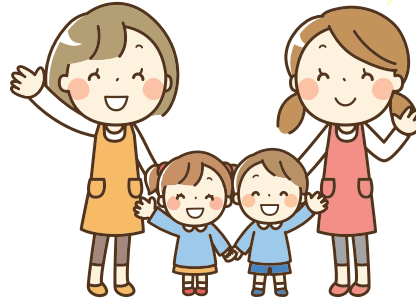
丸亀市こども家庭センター(まる育サポート)では、入園入所前から、在園・在所中の子育て支援を行っています。

・ハッピーサポート丸亀

連絡先 0877-24-8806(健康課)
妊娠届出時の出会いをスタートに、出産後も赤ちゃん訪問や乳児健診の時など、地区担当保健師が継続してサポートします。お子さんが健やかに成長するよう保健・福祉・医療が一体的に支援していきます。

・丸亀市こども家庭センター(まる育サポート)

連絡先 0877-23-2201
丸亀市こども家庭センター(まる育サポート)は、妊娠期をはじめ、こどもが0歳から概ね18歳までの子育て期の相談・支援を行います。



丸亀市こども家庭センター連携相談窓口
～利用者支援事業基本I型～

専門家とつながる相談窓口 にこっと

ひまわりセンター2階

✉ nicotto.npo@gmail.com 🌐 https://nicotto-granmar.com

このパンフレットは四国労働金庫の助成を受けて作成しています。

また、丸亀市子育て支援課の委託事業費とNPO法人グランマールの出資で作成しています。

☎ (0877) 85-8810

FAX (0877) 85-8811



丸亀市子育て支援情報 パンフレット

vol.

7

～幼稚園・保育所・認定こども園～ 入園・入所の方へ

丸亀市こども家庭センター連携相談窓口

～利用者支援事業基本I型～

専門家とつながる相談窓口 にこっと



幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業

幼児教育・保育の無償化

保育料の軽減

入園・入所にあたって

気がかりなことがある時に

NPO法人グランマールの活動理念に賛同していただき、継続して寄付をいただいています。

・富士産業株式会社 ・大倉工業株式会社 ・四国化成ホールディングス株式会社
・株式会社伏見製薬所 ・琴参バス株式会社

NPO法人グランマール

① 幼稚園 (1号認定児)

公私	幼稚園名	所在地	電話 市外局番 (0877)	保育年齢	保育時間
公立	城坤幼稚園	今津町278番地	22-3901	3歳~5歳	9:00~14:00
	城東幼稚園(※1)	土器町西四丁目668番地	22-3582		
	城辰幼稚園	川西町南161番地	28-7302		
	本島幼稚園	本島町泊34番地	27-3416	4歳~5歳	
私立	丸亀城南虎岳幼稚園	田村町1678番地	23-7528	満3歳~5歳	8:00~14:30
	丸亀聖母幼稚園	幸町二丁目7番7号	22-4529		8:00~14:00

② 保育所 (2号・3号認定児)

公私	保育施設名	所在地	電話 市外局番 (0877)	保育年齢	保育時間 (保育短時間)	
公立	金倉保育所	金倉町1230番地1	22-5477	1歳~5歳 (満1歳の 誕生日の 翌月から)	7:30~18:00 (8:30~16:30)	
	城南保育所	山北町261番地	58-0551			
	青ノ山保育所(※1)	土器町東四丁目303番地	22-3450			
	城辰保育所	川西町南696番地1	28-8389	3か月~5歳		
	本島保育所	本島町泊26番地	27-3156	3か月~3歳		
	岡田保育所	綾歌町岡田下87番地1	86-3018	1歳~5歳 (満1歳の 誕生日の 翌月から)		
	栗熊保育所(※2)	綾歌町栗熊東271番地	57-1132			
	富熊保育所	綾歌町富熊1226番地	86-2209			
	飯山北第一保育所	飯山町川原1009番地	98-2620			
	飯山南保育所	飯山町上法軍寺1036番地	98-2624			
私立	恵城保育園	中府町二丁目9番21号	22-6530		4か月~5歳	7:00~19:00 (8:30~16:30)
	ふたば乳児保育園	土器町東三丁目146番地1	23-6741		3か月~5歳	
	ふたば西保育園	通町124番地	21-5365			
	虎岳保育園	田村町1676番地1	58-4401	3か月~2歳		
	ひつじヶ丘保育園	垂水町16番地52	28-1310	3か月~5歳		
	しおや保育所	前塩屋町二丁目1番17号	22-4848			
	さくらの山保育園	飯野町東二甲542-2	22-0202			
	ニチキッズ六郷保育園	今津町10番地1	35-8668		2か月~5歳	

③ 認定こども園 (1号・2号・3号認定児)

公私	保育施設名	所在地	電話 市外局番 (0877)	保育年齢	保育時間 (保育短時間)
公立	飯野こども園	飯野町東分2576番地	22-6049	1歳~5歳 (満1歳の 誕生日の翌月から)	1号認定児 9:00~14:00 2・3号認定児 7:30~18:00 (8:30~16:30)
	垂水こども園	垂水町1709番地	28-7351		
	城乾こども園	南条町34番地46	21-0162		
	城北こども園	北平山町二丁目12番20号	22-3449	3か月~5歳	
	あやうたこども園	綾歌町岡田東1150番地	86-3011	3歳~5歳	
	飯山こども園	飯山町真時71番地1	98-4023		
郡家こども園	郡家町787番地	28-7116			
私立	はらだこども園	原田町2046番地	22-2735	3か月~5歳	1号認定児 園により設定された時間帯 2・3号認定児 7:00~18:30(8:30~16:30)
	誠心こども園	郡家町2573番地1	24-1777		
	ドルカスこども園	飯山町東坂元185番地	98-6460		1号認定児 園により設定された時間帯 2・3号認定児 7:00~19:00(8:30~16:30)
	丸亀ひまわりこども園	城東町二丁目1番38号	23-8338		
	彩芽こども園	三条町781番地1	28-2783		1号認定児 園により設定された時間帯 2・3号認定児 7:30~18:00(8:30~16:30)
	認定こども園 ABCPlaySchool	郡家町647番地3	28-8169		3歳~5歳
英語こども園 Prince&Princess	柞原町620番地4	22-7267	1歳6か月~5歳	1号認定児 園により設定された時間帯 2号認定児 7:30~18:00(8:30~16:30)	

④ 地域型保育事業〈小規模保育〉(3号認定児)

公私	保育施設名	所在地	電話 市外局番 (0877)	保育年齢	保育時間 (保育短時間)
私立	桃山保育所	川西町北998番地1	35-7068	3か月~2歳	7:00~19:00 (8:30~16:30)
	ニチキッズ飯山保育園	飯山町下法軍寺1255番地1	56-8005	2か月~2歳	
	もものはな保育園	飯山町川原185番地1	59-7184	3か月~2歳	

注)保育年齢が2・3か月~となっている施設は、原則入所(園)周知会時に首が座っているお子さまが入所(園)対象となります。

(※1) 令和8年度に城東幼稚園と青ノ山保育所が統合して、認定こども園へ移行する予定です。

(※2) 栗熊保育所は令和8年度より私立園として開園する予定です。

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望する場合、こどもの年齢や保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

どの施設においても入園(所)の申し込み時には、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。この申請に基づき、市が「給付認定証」を交付します。

※詳しくは、幼保運営課0877-35-8892にお問い合わせください。

★一時預かり事業 (在園児以外を対象・在園児を対象) に関しては
vol5~子どもを預かって欲しい~をご覧ください。